

福島市 農政だより

編集・発行
福島市五老内町3番1号
福島市農政部農業振興室
発行責任者
農政部長 斎藤 房一

重点消費地で福島産のくだものをPR

重点消費地等において、福島産くだものおいしさと安全性を産地福島の魅力とともに積極的にPRし、消費拡大と風評払拭に取り組んできました。

「トップセールス」 九州地区（7月11～14日／北九州市・福岡市・長崎市ほか）
首都圏（7月22～24日／川崎市・大田区・荒川区ほか）
阪神地区（8月23～24日／大阪市・東大阪市）



市場関係者へ市長がPR
(東京都中央卸売市場大田市場)



友好都市表敬訪問でのモモ贈呈
(荒川区役所)



子育て施設でのモモのPR
(九州地区)

市長らが九州地区・首都圏・阪神地区の青果市場や量販店、関係自治体を訪問して、市場関係者や消費者の皆様に向けて、安全・安心で美味しい福島のももの魅力をPRしました。

また、首都圏では、果実専門店を訪問しトップミーティングを行い「福島のかだもの」の安全性の再確認と、今後の店舗における取扱いなど、活発な意見交換を行いました。

量販店では、お客様から「甘くて美味しいね」と笑顔で試食していただきました。また、「毎年、福島のももを買っています」という応援の言葉を多数いただきました。

夏の旬の野菜「ニガウリ」を市長へ贈呈！

～ニガウリ贈呈式～

7月11日(水)、JAふくしま未来福島地区そさい専門部会にがうり班から、市長へニガウリが贈呈されました。贈呈式では、JAふくしま未来五十嵐地区本部長、生産者の紺頼純子さん、橋本マサヨさんより、採れたての新鮮なニガウリの贈呈のあと、手軽に美味しくできるニガウリの料理が振る舞われました。ニガウリのから揚げは、しょうゆ味のあっさりした味付けでお酒のおつまみに最高です。また、サクサクの食感が子どもたちにも人気があるとのこと。またバナナと牛乳をベースとしたニガウリのスムージーを飲み乾した市長は「甘味の中に、ほのかな苦みがアクセントとなって飲みやすい」とご満悦でした。懇談の席では福島市で栽培されているニガウリの販売促進・PRにむけて、活発な意見交換が行われました。

また、8月3日(金)には市役所食堂にて、福島市産のニガウリを使ったメニューが提供され、多くの方々に味わっていただきました。



生産者の皆様へ ～農産物の放射性物質検査のお願い～

30年産米の全量全袋検査を実施します。

出荷米、自家消費米、縁故米など、今年生産されたすべての米が対象になります。

30年産米の安全性の確保と消費者への的確な情報提供のため、昨年に引き続き、福島市内で生産されたすべての米を対象に放射性物質検査を実施します。

生産者の皆さまへのお願い

- ① バーコードラベルは9月中旬に各生産者へ郵送しますので、米袋に必ず貼り付けてください。
- ② 生産された米は、どこの区域で生産されたものかわかるように保管してください。
- ③ くず米の異物を取り除いてください。

土などの異物が付着したくず米は、正確な測定結果が得られず、検査に支障をきたします。くず米を検査に出す前に異物を十分に取り除いてください。

集荷、検査手順

- ① 出荷米は、JA等の集荷業者に申し込んでください。農産物検査(等級検査)後に放射性物質検査を行い、集荷業者より出荷されます。
- ② 自家消費米・縁故米等は、全量全袋検査のために委託した運送業者が集荷し、検査後、生産者に戻します。申し込み先・受付開始日等は、バーコードラベルと共に郵送します。



～野菜や果物等の自主検査のお願い～

福島市では、すべての農産物の出荷・流通前に必ず放射性物質の自主検査を実施いただくようお願いしています。自主検査は、福島市地域の恵み安全対策協議会の構成員である、JAふくしま未来で行っております。(無料) 農産物の安全・安心の確保のための取り組みに、ご理解とご協力をお願いします。

※検査の際は、検体をよく洗浄し、ビニール袋に入れて提供してください。なお、検査結果は個別に通知します。
〈問合せ先〉 農業振興室 生産推進係 電話(525) 3726

「ふくしま・かわまた米コンテスト」を開催いたします！

米の風評払拭と、安全安心をPRするため、米の食味コンテストを開催します。

応募要件 福島市・川俣町在住の農業者が生産した地元産米(コシヒカリ・ひとめぼれ・天のつぶ)

出品方法 玄米1.5キロを指定のビニール袋に入れ受付場所にてお申し込み下さい。申込用紙・ビニール袋は受付場所にて用意しています。(おひとり様1点限り、先着100名まで)

参加費 500円

募集期間 平成30年10月1日(月)～11月2日(金) ※土日祝日は除く

受付場所 JAふくしま未来福島地区各営農センター

コンテスト開催日時 平成30年11月23日(金・祝日) 午後1時30分から

場所 アクティブシニアセンターAOZ・多目的ホール

食味計による一次審査を通過した10名で競う試食審査です。一般の方も試食することができます。

表彰 詳しくは福島市役所農業振興室・各支所、JAふくしま未来福島地区各営農センターに設置してある募集要項をご覧ください。

〈問合せ先〉 農業振興室 生産推進係 電話(525) 3726



農作業の依頼をお受けします

障がいを持つ作業者が、繁忙期などで人手不足の農家さんから、農作業の依頼をお引き受けします。

農家の皆さんで作業依頼を希望する方は、下記の〈問合せ先〉までご連絡ください。

【主な作業条件】

- ① 作業内容：植付、収穫、袋・箱詰めなど。(機械等を扱う作業以外)
- ② 作業人員：基本的には福祉サービス事業所職員が1名と作業員3名の1チーム4名で、送迎は職員が行います。
- ③ 作業賃金：一般的な農作業等の時給単価 ※ただし、作業内容によっては出来高制などの調整は可能。
- ④ 作業時間：1作業2時間から依頼可能。1日単位では4時間程度の作業
*概ね午前10時～正午までの2時間、午後1時～3時までの2時間

【作業依頼の例】 野菜・果物の収穫、パック詰め作業、剪定木集積処理作業 など

〈問合せ先〉 農業振興室 農政企画係 電話(525) 3726

福島市農業後継者連絡協議会川崎PR事業

本協議会は、市内6地域の後継者団体が結集し、本市農産物のPRや青年農業者間での交流・情報交換を通して、地域農業の振興を図るため活動を行っている団体です。

7月15日(日)～16日(月)には、神奈川県川崎市「モトスミ・ブレメン通り商店街」にて開催された「とびっきりのふくしまサマーフェア」にて、渡邊会長をはじめ12名が福島市産のモモの試食販売を行いました。

訪れた方からは、「福島のももは本当に甘くて美味しい。」「甘くて良い香りがする。家で食べるのが楽しみ。」などの声を多く聞くことができ、福島のももは好評でした。



ふくしま産業復興投資促進特区(農業分野)の事業者の指定申請を受付中

「ふくしま産業復興投資促進特区」とは、東日本大震災復興特別区域法に基づき県と市町村が共同で作成した計画で、区域内において復興に寄与する事業(新規投資や被災者雇用など)をおこなう適正かつ確実な計画を有する法人または個人事業者に税制の特例措置が適用されます。

税制優遇措置について

(国税関係)

- ① 区域内に新設された法人の法人税実質無税(指定後5年間)
- ② 機械や装置、建物を取得した場合の、特別償却または税額控除
- ③ 被災雇用者に対する給与等支給額の10%の税額控除(指定後5年間)
- ④ 開発研究用減価償却資産を取得した場合の、特別償却および税額控除

※①、②、③においては、どれか一つを選択。

(地方税関係)

施設又は設備の新設または増設を行った場合の事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除または不均一課税

※地方税の減免措置は、国税の特例①、②、④のいずれかの指定を受けた場合に限りです。

詳細は、福島市ホームページでご確認ください

福島市 特区 農業

検索

〈問合せ先〉 農業振興室 農政企画係 電話(525)3726

水路・水門の管理は注意して!

- ・大雨・洪水に備えての水路・水門の管理作業は、安全第一を念頭に十分注意して行ってください。
- ・水路周辺や水門への管理通路は、転倒・滑落防止のため日ごろから除草に努めてください。
- ・除草時に水路に落ちた草等は、溢水の原因になるので、取り除き、適正な管理に努めてください。

〈問合せ先〉

農林整備課 管理係 電話(525)3728

ため池の周りでは遊ばない!

農業用ため池周囲の柵やフェンスを越えてしまうと、転落などの重大事故につながりかねません。柵などを越えてしまわないよう、特に子どもへの注意にご協力をお願いいたします。



なお、柵やフェンスの内側に進入者を発見した場合は、最寄りの警察までご通報ください。

〈問合せ先〉 農林整備課 管理係 電話(525)3728

～市場からのお知らせ～

第35回『わくわく市場まつり』

「安全・安心・新鮮」な旬の野菜、果物、水産物、花き類などを販売する市場まつりを今年も開催します。多彩なアトラクションやマグロの解体など楽しい企画満載でお待ちしております。ぜひご家族連れでお越しください。

日時 平成30年10月28日(日) 午前9時～午後1時まで
場所 福島市北矢野目字樋越1 福島市公設地方卸売市場内
 ※誘導員の指示に従ってお入りください。
 ※正門からは入れません

〈問合せ先〉 公設地方卸売市場まつり運営委員会事務局（市場協会）
 電話（553）3431



出荷者の皆さんへ

福島市公設地方卸売市場の9月から12月までの臨時休市日は次のとおりです。

出荷される際には、ご注意ください。

※青果部・水産物部

9月5日(水)	10月17日(水)	11月14日(水)
9月12日(水)	10月24日(水)	12月5日(水)
10月3日(水)	11月7日(水)	12月12日(水)

なお、12月24日(月)は祝日ですが臨時開市日です。

※花き部

毎週木曜日と12月29日(土)、12月30日(日)が臨時休市日です。なお、9月17日(月)、9月24日(月)、10月8日(月)、11月23日(金)、12月24日(月)は祝日ですが臨時開市日です。

〈問合せ先〉

市場管理課 電話（553）1213

農業委員会からのお知らせ

農地利用意向調査にご協力をお願いします

現在、耕作されていない農地の所有者を対象に、遊休農地意向調査を随時実施しております。

この調査は、今後未耕作地をどうされるのかを調査するものです。遊休農地の解消と、農地を効率的に利用する計画を作成する大切な調査ですので、通知が届きましたら、必要事項を記入のうえ、農業委員会事務局もしくは最寄りの支所までご持参くださいますようお願いいたします。

〈問合せ先〉 農業委員会事務局 農地係 電話（525）3779

農業者年金に加入しましょう

【農業者年金加入条件】

- | | |
|----------------|--------------------------|
| ① 60歳未満の方 | ①～③の条件を満たす方はどなたでも加入できます。 |
| ② 年間60日以上農業に従事 | |
| ③ 国民年金第1号被保険者 | |

【制度の特徴】

○積み立て方式で安定した制度です

自ら積み立てた保険料と運用実績により受給額が決まる積立方式（確定拠出型）年金です。

年金は生涯支給されます。仮に加入者や受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。

○保険料の額は自由に決められます

毎月の保険料は2万円から6万7千円まで千円単位で自由に選択できます。

○国からの補助があります

認定農業者である等、一定の要件を満たす場合、保険料に対し国からの補助があります。

※ 詳細はお問い合わせください。

〈問合せ先〉 農業委員会事務局 庶務係 電話（525）3779



農地を農地以外に転用する場合には農地法による手続きを

農地を転用する場合には、事前に農地法の手続きが必要となりますので農業委員会にご相談ください。許可等を受けずに無断で転用をしたり、申請時の事業計画どおりに転用を行わなかった場合は罰則が科されることがあります。

〈問合せ先〉 農業委員会事務局 農地係 電話（525）3779